

卸売業者が負担した増仕切価格と仲卸業者等への実際の販売価格との差額につき寄附金を認定

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

東京地裁令4年(行ウ)第581号・令7・3・11判決(控訴)(TAINS:Z888-2772)

ポイント

- ・譲渡担保契約とは、法形式は譲渡であるが経済的実質は担保である金銭消費貸借契約をいい、買戻特約付売買契約(売渡担保契約)と狭義の譲渡担保契約の二種類がある。
- ・譲渡担保は実務上用いられていた法形式であったが、不動産担保や個人保証に依存しない資金調達促進のため明文化され、登記制度の対象となった。
- ・新しい制度が課税に与える影響には、流質型の譲渡担保、担保としての形式をとっているが実質譲渡である場合、譲渡担保法では対象とされなかったファイナンスリース契約との異同等が考えられる。

Brush up point

本件は、卸売業者が負担した増仕切価格と仲卸業者等への実際の販売価格との差額が、寄附金に該当するかどうか争われた事案である。東京地裁は、次の判断ポイントに基づき、本件差額は、「寄附金の額」に該当するとして、納税者敗訴の判決を下した。

- (1) 納税者による本件差額の負担が、各取引先による継続的な出荷その他の何らかの役務の提供等と対価関係にあったものとは認められず、本件差額が何らかの対価を得て各取引先に支払われたことをうかがわせる事情は見当たらない。したがって、本件差額は、金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転するものであるといえる。
- (2) 納税者において、本件差額の支払により、各取引先が納税者に対する出荷を継続するなどの便宜を図ることを期待していたとしても、その期待は主観的なものといわざるを得ず、納税者がそのような期待をしていることをもって、本件差額の支払いに通常の経済的取引として是認することができる合理的な理由があるということとはできない。

【動画解説】

この記事については、著者が解説動画をYouTubeにアップしており、次のQRコードから視聴できます。是非、ご覧ください(39分)。

<https://youtu.be/treA3rybq1M>



I 事実関係

〔1〕原告Xは、委託を受けて青果物及びその加工品等の仲卸業者等への販売等を行う卸売業者(株式会社)である。本件各事業年度の法人税等の確定申告において、仲卸業者等に対する実際の販売価格(以下、「実販売価格」という。)と、売買取手書等に記載した仲卸業者等に対する販売価格(実販売価格よりも高い価格であり、委託者にはこの価格からこれに対する委託手数料を控除した金額を支払っていた。以下、これを「増仕切価格」という。)との差額(以下、「本件売上雑損」という。)を、損金の額に算入した。

これに対し、被告Y税務署長は、Xに対し、本件売上雑損から増仕切価格に対する委託手数料と実販売価格に対する委託手数料との差額を控除した金額(以下、「本件差額」という。)は、

寄附金の額に該当するとしてその損金算入を認めず、本件各事業年度の法人税等について、それぞれ更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った。

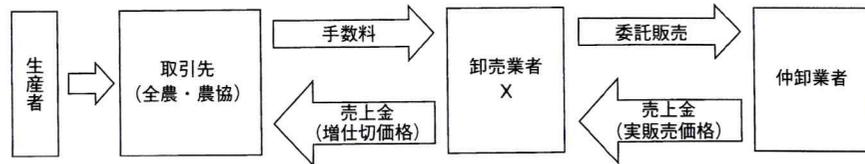
この処分を不服としたXは、所定の手続きを経て、本訴にいたった。(なお、本件では消費税の問題も争点となっているが、本稿では省略する。)

[2] Xによる取引の概要等は、次のとおりである。

Xは、**市場**において、卸売業者として、生産者から青果物等の販売委託を受けた全農や農協から更に販売の委託を受けて青果物等を仲卸業者及び売買参加者に販売するという取引(以下、「委託販売取引」といい、仲卸業者等に対する販売を委託された商品を「受託商品」ということがある。)を行っている。

卸売市場法の委任を受けて定められた市条例によると、卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければならない旨を規定するところ、Xの受託契約約款(以下、「本件約款」という。)1条は、Xが本件市場において行う卸売のための販売の委託の引受けは、卸売市場法、市条例等によるほか、委託者との間に特約のない限り、本件約款によるものと定めている。そして、市条例、本件約款及びXと全農等との間の売買基本契約書においては、①Xは、受託商品を仲卸業者等に販売した後直ちに、本件各取引先に対し、〈ア〉品目、〈イ〉青果物等ごとの販売数量、販売単価及び販売価格、〈ウ〉販売数量の合計並びに販売価格の合計等を記載した売買仕切書のデータを送信して販売に係る報告を行い、②本件各取引先は、受託商品の販売価格から委託手数料等を控除した金額の支払を受けることとされており、また、③委託手数料の額は、Xが本件各取引先からの販売委託を受けて販売する受託商品の販売価格(税込)に取扱品目ごとに定められた委託手数料率を乗じて得た額とすることとされている。なお、本件約款においては、本件各取引先は、受託商品の販売について、所定の時期までにXに通知する方法により指値その他の条件を付けることができることとされている。

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、Xが本件各取引先に送信した売買仕切書等の一部には、受託商品の販売価格として、実販売価格より高額な増仕切価格が記載されているところ、このように売買仕切書等において増仕切価格が販売価格とされている委託販売取引において、Xは、本来であれば、実販売価格からこれに対する委託手数料の金額を控除した金額の金員を本件各取引先に支払うべきところ、増仕切価格からこれに対する委託手数料の金額を控除した金額の金員を本件各取引先に支払っていた[Xは、本件各取引先に対し、本来支払うべき金額に加えて、増仕切価格と実販売価格との差額から、増仕切価格に対する委託手数料と実販売価格に対する委託手数料との差額を控除した金額(本件差額)を含む額を支払い、これにより、本件差額を負担していたこととなる。]



II 主たる争点と当事者の主張

本件の争点は、いくつかあるが、本稿では、本件差額が寄附金の額に当たるか否かについて取り上げる。当事者の主張は、次のとおりである。

納税者の主張	税務当局の主張
<p>Xは、本件各取引先の一部の担当者との日々のやり取りの中で、販売委託を受けた青果物等が目標とする金額で販売できなかった場合に、当該金額と実販売価格との差額等を補填するよう要請を受け、当該取引先から青果物等の出荷を停止されることを防ぎ、継続的な集荷という役務の提供を対価として得るため、当該取引先との明示又は黙示の合意により、本件差額を負担していた(具体的には、当該取引先から事前に価格指定がされ、Xにおいて交渉を断念して補填をすることとし、又は仲卸業者等に対する販売をした後に当該取引先との間で交渉をするなどしていた)。</p> <p>Xによる本件差額の負担は、当該取引先から継続的に集荷をするために行われるものであり、「寄附金」に当たるとされていない出荷奨励金や完納奨励金の支払と同様に、経済合理性を有するものである。</p> <p>全国の卸売業者においても、市場等から、販売委託に係る青果物等が目標とする金額で販売できなかった場合に、当該金額と実販売価格との差額等を補填するよう要請を受け、継続的に青果物等の出荷をしてもらうため、上記のような補填をしており、Xが本件各取引先と合意をして本件差額を負担していたことは、このような全国的な業界慣行の存在からも裏付けられる。</p> <p>そして、Xは、本件各取引先からの上記の要請を拒否することにより、現に取引関係を消失し又は終了を示唆されたこともあった。</p> <p>これらの事情からすれば、Xは、本件差額を負担することにより、継続的な青果物等の出荷という対価を得ているものであり、上記の負担につき、通常の経済的取引として是認することができる合理的な理由が存在することは、明らかである。したがって、本件差額は、「寄附金の額」に該当しない。</p>	<p>「寄附金の額」(法人税法37条7項)とは、民法上の贈与に限らず、経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的な利益の供与、すなわち、①金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転する場合であって、②その行為について通常の経済的取引として是認することができる合理的な理由が存在しないものを指すと解するのが相当である。そして、同項の趣旨に照らせば、客観的に見て費用としての性質が明白であり明確に区別し得るものは、「寄附金の額」に該当しないものとしてその全額を損金の額に算入することができることと解されるものの、客観的にみて費用性が明白であることを基礎付ける事情が存在し、上記②の合理的な理由が存在することの立証は「寄附金の額」該当性を争う者が負担すべきである。</p> <p>本件約款及び本件基本契約書にはXが本件差額を負担する根拠となる定めはなく、また、本件各取引先がXに対して伝える価格は指値ではないから、Xは商法554条により本件差額を負担しているものでもないものであって、Xが本件差額を負担する法的根拠は存在しない。</p> <p>また、本件各取引先は、Xに対し、受託商品の販売価格の希望を伝えることはあっても、本件差額の負担の要請やその合意をしたことはなく、増仕切取引においても、当該取引が増仕切取引であり、Xが本件差額を負担していることを認識していなかったものであって、本件差額は、Xが任意に負担していたものである。したがって、増仕切取引におけるXによる本件差額の負担は、対価的意義を有する反対給付を受けることなく、本件各取引先に対し一方的に経済的利益を与えるものであって、上記①の金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転する場合に当たる。</p> <p>また、Xが本件差額を負担することによる効果は明らかではなく、Xは、取引を継続してもらえるの</p>

ではないかという一方的な期待又は取引先を喪失するのではないかという一方的な危機感から、漫然と本件差額の負担をし、合理的な基準もないまま、その負担の可否や額をXのさじ加減で決定していたのであるから、上記②の通常の経済的取引としては是認することができる合理的な理由は存在しない。したがって、本件差額は、「寄附金の額」に該当する。

III 判決の要旨

〔1〕本件は事実認定の問題であり、東京地裁は、その実態を把握するとともに、各争点につき、次のとおり判断した。

まず、Xは、本件各取引先の一部から、本件差額をXにおいて負担するよう要請を受け、当該取引先との間で、その負担に係る明示又は黙示の合意が成立し、この合意に基づいて本件差額を負担していたと主張するが、この点については、次のとおり判示した。

「本件各取引先が、Xに対し、受託商品の販売価格に関する希望を伝えたことが認められるにとどまり、本件各取引先がXに対して伝えた受託商品の販売価格で仲卸業者等に販売することができない場合にXにおいて本件差額を負担することを要請したことまでは認められない。」

「Xと本件各取引先との間で、仲卸業者等に対する販売価格について合意をし、その価格に仲卸業者等に対する販売価格が満たない場合にはできる限りXにおいてその差額を負担する旨の証言等（があるが）、これを裏付ける客観的証拠はないし、乙17（X代表者の質問応答記録書）にも、Xの担当者が仲卸業者等に対する販売価格について合意をする旨の記載はない。」また、「本件各取引先は、個別の取引について、Xにおいて本件差額を負担したか否か（当該取引が増仕切取引か否か）自体、認識していたと認めることはできず、また、負担した場合におけるその金額についても、認識していたと認めることはできない。したがって、証人■■の証言等によっても、Xと本件各取引先との間において、Xに対して伝えた受託商品の販売価格で仲卸業者等に販売することができない場合にXが本件差額を負担することに係る合意が明示的に又は黙示的に成立したと認めることはできない」

〔2〕次に、差額負担の要請は強制力があるものであり、Xは、その要請に応じなかったことにより、取引関係を消失し又は終了を示唆された事例があるか否かについては、次のとおり判示した。

「Xが本件各取引先に売買仕切書等により報告した仲卸業者等に対する販売価格が低いとして取引関係を消失し又は終了を示唆された事実を認める余地はあるとしても、その証言等の内容からは、上記の消失等の原因がXにおいて本件差額の負担をしなかったことにあるのかまでは明らかでない…本件各取引先が、個別の取引に関し、Xにおいて本件差額を負担していたか否か及びその金額を認識していたと認めることはできないことにも鑑みれば、上記の消失等の原因が、Xにおいて本件差額を負担しなかったことにあると認めることはできない。」

「集荷対策差損負担稟議書…には、本件各取引先との『交渉時期』欄に仲卸業者等に対する販売日及び■■■■から■■■■までの間の時刻が記載され、『販売結果』欄には、同日の販売において『産地要請価格での販売が達成できず、集荷確保のため、産地仕切金額と販売金額との差額（中略）について会社負担で処理する。』と記載されているところ、この記載によっても、本件各取引先がXに対し本件差額を負担するよう要請したものと認めることはできない。」とし、本件各取引先からXに対して本件差額を負担するよう要請があったとか、その要請に強制力があったと認めることはできないとした。

〔3〕本件差額が金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転するものであるか否かについては、次のとおり判示した。

「Xは本件各取引先から仲卸業者等に対する販売単価について指値として指定されたことはないのであって…市条例等の法令、本件約款及び本件基本契約書にXが本件差額を負担する根拠となる定めは存在せず…Xが本件各取引先との間の個別的な合意に基づいて本件差額を負担していたとも認められない…本件各取引先がXに対し本件差額を負担するよう要請したものと認めることはできず、また、Xにおいて本件差額を負担するか否かの判断や負担する場合の額の基準は存在せず、本件差額の負担の要否及び負担する場合におけるその額の判断は、飽くまでもXに委ねられ、本件各取引先は、Xがどの取引でどの程度の本件差額を支払っているかを具体的に認識していなかったものである。そうすると、Xによる本件差額の負担が、本件各取引先による継続的な出荷その他の何らかの役務の提供等と対価関係にあったものとは認めることはできず、本件全証拠を検討しても、本件差額が何らかの対価を得て本件各取引先に支払われたことをうかがわせる事情は見当たらない。したがって、本件差額は、金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転するものであるといえる。」

〔4〕本件差額の支払に通常の経済的取引としては是認することができる合理的な理由があるかどうかについては、次のとおり判示した。

「Xにおいて、本件差額の支払により、本件各取引先がXに対する出荷を継続するなどの便宜を図ることを期待していたとしても、その期待は主観的なものといわざるを得ず、Xがそのような期待をしていることをもって、本件差額の支払に通常の経済的取引としては是認することができる合理的な理由があるということとはできない。」

また、Xは、卸売業者が青果物の集荷を確保するためには、本件差額のような金員を負担するという業界の慣行があるなどと主張するが、この点については、「本件各取引先が、卸売業者において上記のような金員の負担をすることがあることを一般的、抽象的に認識していることが認定し得るにとどまり、それを越えて、本件各取引先がXにおいてどの取引でどの程度の本件差額を支払っているかを具体的に認識していたと認めることはできない。」さらには、X自身も自認するところであるが、「本件各取引先がXに本件差額の支払を求めることは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する（ことから）…Xの主張は、違法な行為であることを認識しながらそれに継続的に応じることをもって、通常の経済的取引としては是認

することができる合理的な理由がある旨をいうものであって、この点からしても、直ちに採用し難い。」とした。

〔5〕最後に、Xは、本件差額については、「寄附金」とはされていない出荷奨励金や完納奨励金等と同様に経済合理性を有する旨を主張するが、「各奨励金については、市条例（乙13）に、卸売業者は、市場における取引品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に出荷奨励金を交付しようとするときや、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者等に完納奨励金を交付しようとするときは、市長の承認を得なければならない旨の定めがあり（■■条■項）、また、上記各奨励金のうち本件各取引先に対し支払われる出荷奨励金については、本件基本契約書（乙12）にも、出荷奨励金の算出方法等に係る定めがある（12条）。このように、上記各奨励金については、市条例において交付の根拠が定められている上、市長の承認の有無や本件基本契約書の定めにより交付の相手方において交付の有無等を具体的に認識することができるのであって、本件差額は、これらの点で事情を異にするものである。したがって、上記各奨励金と本件差額とで寄付金に該当するか否かが異なるとしても、不合理であるということとはできない。」として、Xの主張を却げた。

以上、結論として、本件差額は、「寄附金の額」に該当すると認められるものとした。

IV 解説

〔1〕本件は事実認定の問題であり、特に納税者Xが主張するように、Xと本件各取引先との間で、仲卸業者等に対する販売価格について事前に合意をし、その価格に販売価格が満たない場合にはできる限りXにおいてその差額を負担する旨の合意があったか否か、また、それは業界の慣行であり合理的な理由であるか否かが争点となっている。

このように本件は事実認定の問題ではあるが、東京地裁は、寄附金該当性の法令解釈の枠組みとして、はじめに次のとおり判示した。「寄附金の損金算入限度額の制度の趣旨からすれば、同項（筆者注：法人税法37条7項）に定める『寄附金』とは、民法上の贈与に限らず、経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的な利益の供与をいうものと解すべきであり、ここにいう『経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的な利益の供与』とは、①金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転する場合であって、②その行為について通常の経済的取引として是認することができる合理的な理由が存在しないものを指すと解するのが相当である。」

したがって、本件においても、①本件差額負担の対価性の有無、②本件差額負担の合理的な理由が問題となり、それを東京地裁は、事実関係を追いかけて判断している。

〔2〕まず、①の対価性の点についてである。一般的に「対価」とは、資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に対する反対給付として支払いがあることをいうが、本件の場合、その対価性が是認されるためには、（a）増仕切価格として支払ったと主張される金員部分が、契約に

基づく対価として支払われるものといえる場合、（b）通常の実販売価格に当たる部分と増仕切価格に当たる部分とを判別することができ、かつ、（c）増仕切価格に当たる部分に違法性がない場合には、増仕切価格の計算に基づく差額負担に一定の対価性があると解される。

そこで、本件への当てはめであるが、（a）は、（b）の判断の前提として問題となる要件であり、本件では⑦受託契約約款（本件約款）、①Xと全農等との間の売買基本契約書を考慮して判断される。すると、市条例等の法令、本件約款及び本件基本契約書にXが本件差額を負担する根拠となる定めは存在しないのであるから、まずこの（a）の要件は満たさないことになる。

次に（b）は、両者の判別があるかどうかであるが、そもそも増仕切価格とは、実販売価格と異なる「架空の販売価格」であり、（a）のとおり本件各契約に明示されておらず、本件差額の負担の要否及びその額の判断は、あくまで納税者Xに委ねられており、また実際に本件各取引先は、Xがどの取引でどの程度の差額負担を行っているか不明なのである。したがって、両者の区分を客観的に判別できるものとはいえない。

さらに、（c）の適法性については、たとえば寄附金とされない「出荷奨励金」や「完納奨励金等」は、市条例において交付の根拠が定められている上、市長の承認の有無や本件基本契約書の定めにより交付の相手方において交付の有無等を具体的に認識することができるものとされている。しかし、本件増仕切価格は、そもそも本件各取引先がXに本件差額の支払を求めることは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反するもので、違法な要求となり、税法上、公正妥当な会計処理に悖り、妥当な対価性をそこに是認することはできない。以上のとおり、本件差額負担には対価性はないものと筆者も考える。

〔3〕次に、②の合理的な理由についてである。納税者Xは、本件差額負担については、全国的な業界慣行の存在があり、本件差額を負担することにより、継続的な青果物等の出荷という対価を得ているものであり、これは通常の経済的取引として合理的な理由が存し、妥当な取引であると主張する。確かに、「売上雑損」という特殊な勘定科目に表れているとおり、「損して得取れ」的な発想で、目先の利益や損失にとらわれず、長期的な視点で物事を見ることはビジネスにおいて重要である。また、業界慣行といえるかどうかは不明であるが、昨今の令和米騒動からも、そのような「慣例」（筆者は、「慣行」とは以前からならわしとなっている事柄と考え、「慣例」とは繰り返しの中で習慣のようになっていった事柄と区分して考える。）がある（あった）ことは否めないであろうと考える。現に、別件であるが、本件と類似する東京地裁令和7年5月16日判決の事件があり、そのような慣例の存在を窺い知ることができる。しかし、本件で東京地裁が判示したとおり、それは「出荷を継続するなどの便宜を図ることを期待していたとしても、その期待は主観的なもの」であり、客観性のないいわば片思いにすぎない行為である。

たとえば、有名な「オリエンタルランド事件」の清掃業務委託料事件（最高裁第二小平22年（行ツ）第262号、平22・10・8決定（LEX/DB25464110））は、オリエンタルランドが、本社

紳士がタンカを切るとき

— お茶の水女子大学名誉教授・哲学者 土屋 賢二 —

ビル等の清掃業務につきA社に対して業務委託料として支払った金額とA社が上記業務を実際に行っていたB社に対して支払った金額との差額は、委託先A社の実質的な経営者に対する謝礼又は贈答の趣旨で支払われたものとして交際費等に該当するとした事件である。この事件では、オリエンタルランドがA社に支出した業務委託料とA社がさらにB社に再委託した委託料の差額を、交際費等の3要件のうち「支出の目的」を重視し、取引先との親睦を図り、取引の円滑化を図るための交際費等としたが、筆者は、むしろ法人間における経済的利益の供与であるならば、交際費等ではなく寄附金であると考え（拙稿「製薬会社が病院の勤務医等のために支払った英文添削料と交際費～萬有製薬事件～」(渡辺充編著『検証！国税庁情報の重要判決50』（ぎょうせい、2012年、113頁、））。本件は、出荷の継続性に対する便宜を図ることにもし納税者の主観があるのならば、オリエンタルランド事件のように交際費等としてその全額が否認の対象となる可能性もあるのである。寄附金や交際費等の隣接費目にとって、どの観点からその支出を判断するかは難しい問題であるが、本件は、やはり法人間取引における本件差額の経済的利益の供与は、法人税法本法に基づき、寄附金が本来射程距離とするものであるから、寄附金課税が妥当なものと考え。

[4] なお、上記のとおり、本件と類似する事件に、東京地裁令和7年5月16日判決（東京地裁民事第38部、裁判長裁判官・鎌野真敬、裁判官・志村由貴、裁判官、都築健太郎。TAINS:Z888-2786）の事件がある。この事件は、本件と全く同様の事件で、青果物等の委託販売に際し卸売業者が取引先に対し負担した集荷対策費の寄附金該当性が問題となっており、勘定科目が「売上雑損」か「集荷対策費」という違いだけである。しかも、両事件とも、東京地裁民事第38部が取り扱い、裁判長はじめ3名の裁判官は全く同一であり、その判示内容も、ほとんど本件と同じ内容のコピーペーストのものであることを付け加えておく。

〔わたなべ・みつる〕

紳士と言っても上品ぶったり、もったいぶったしゃべり方をする人物とは違う。わたしの考えでは、紳士かどうかは、上品で紳士服を着て凛とした心意気をもつかどうかによって決まる。

わたしはふだん怒りをあらわにすることはないが、紳士も木石ではない。怒ってタンカを切ることもある。

わたしは冬でも裸足にサンダルである。寒さには弱く、寒がりなのに、ソックスが嫌いなのだ。だが寒い日が続く中、ニュースで「寒い寒い」と言うから、わざわざ嫌いなソックスに靴を履いて外出した。そのときタンカを切った。

「これで暖かかったら承知せんからな」

そう思いながら歩いていると、スピードを出した車がすぐそばをギリギリで通り抜けた。かりにわたしが政財界の大物だったり、暴力団の組長だと思っていたら、そんな真似をするだろうか。思わず「わたしをナメていると、返納した免許を取り直して運転するから覚悟しろ」とタンカを切った。

映画館に着く。面白いと評判の映画だ。評判のいい映画はそれほど面白くないものだが、ここでも予防的にタンカを切る。

「もし面白くなかったら、帰りにチャーシュー麺にチャーシューをいっぱいトッピングして食べてやるからな。その結果病気になっても知らんからな。覚悟しろ。だい

たい簡単に面白いという評判を立てたりするな。期待が大きくなりすぎるのだ。面白いと思っても、自分の胸にしまっておけ」

次の日、定期検査を受ける。検査自体が痛い。検査前にタンカを切った。

「だれがこんな非人道的検査を考えたか知らないが、人の痛みを何だと考えているのか。こんなに痛い思いをさせて、もし何でもなかったら許さんからな」

だが検査が終わり、結果を聞くころには、必死でタンカを取り消す。

「さっきは痛さのあまり、希望と反対のことを申し上げましたが、決して本意ではありません。何も異常がないことを切に祈ります」と火消しにやっきになる。

これらの事例から言えるのは、タンカを切る根底には「何らかの犠牲を払ったら、見返りがあるべきだ」という原則がある。何という思い上がった原則だろうか。

ちょうど複雑なレシピの料理を苦勞して作った結果が、まずい料理だったら許せないと思うが、その根底には、「努力に見合う結果が得られるのが当然だ」という思い上がった前提がある。

紳士は謙虚でなくてはならない。わたしのタンカは思い上がっている証拠だ。

こう考えたわたしは自分を恥じ、今後、紳士とは名乗らないことにしようと決心した。